



平成 23 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社伊予銀行
代 表 者 名 取締役頭取 森田 浩治
コード番号 8385 東証・大証第一部
問 合 せ 先 総合企画部長 平野 志郎
(TEL 089-941-1141)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 23 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 108 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

社外監査役として適任者を招聘、登用するため、社外監査役との間で当行に対する損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できるよう、変更案第 34 条を新設するものであります。

あわせて、現行定款第 34 条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 29 日（水）

定款変更の効力発生日 平成 23 年 6 月 29 日（水）

以 上

【 別 紙 】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変更案
第 5 章 監査役および監査役会 第 28 条～第 33 条 (条文省略) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 第 28 条～第 33 条 (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) 第 34 条 <u>当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外監査役との間で会社</u> <u>法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定す</u> <u>る契約を締結することができる。ただ</u> <u>し、当該契約に基づく賠償責任の限度</u> <u>額は、法令が定める最低責任限度額と</u> <u>する。</u>
第 <u>34</u> 条 ⌋ (条文省略) 第 <u>36</u> 条	第 <u>35</u> 条 ⌋ (以下条数を繰り下げ、条文は現行どおり) 第 <u>37</u> 条

以上